

美浜発電所3号機二次系配管破損事故の 最終報告に向けての意見および提言について

平成17年3月22日
福 井 県

平成17年3月14日の第9回美浜発電所3号機二次系配管破損事故調査委員会において示された「関西電力株式会社美浜発電所3号機二次系配管破損事故について(最終報告書案)」について、福井県原子力安全専門委員会としての意見を別添のとおりとりまとめましたので、最終報告書に反映されるよう要望します。

県としては、県原子力安全専門委員会の技術的側面を中心とした専門的な意見とともに、昨年12月25日に中川経済産業大臣に要請したとおり、事故の最終報告においては、

- ・高経年化プラントに対する対応
- ・人身事故に対する全体的な安全確保の視点
- ・国の配管管理システムへの関与および国の責任の明確化
- ・事故の社会的・地域的影響

などを含む全体性のある、県民の納得のできる明瞭な報告とすることが必要と考えますので、国の明確な責任のもとに、二次系配管の肉厚管理や労働安全等に対する今後の取組みや方向性を出していただくよう要請します。

また、原子力の安全確保においては、設計、製造に携わるプラントメーカー、完成した設備を運用する事業者、運用面で支える協力会社、そして安全規制機関相互が情報を共有しながら一体となって取り組むことが強く求められており、どれ一つが欠けても、原子力施設を受け入れた地域住民の信頼を得ることはできないと考えていますので、最終報告書においてもこの趣旨をより強調されるよう要望します。

(添付)

原子力安全・保安院の美浜3号機二次系配管破損事故の最終報告に向けての意見および提言について

(平成17年3月18日 福井県原子力安全専門委員会)

原子力安全・保安院の美浜3号機二次系配管破損事故の 最終報告に向けての意見および提言について

平成17年3月18日
福井県原子力安全専門委員会

- 1 原子力施設の安全対策、安全規制は、大量の放射性物質を内在する特徴から、放射性物質の外部への影響抑制に重点が置かれることは当然である。
しかし、このことが、美浜3号機事故の発生箇所のように原子炉施設の安全に直接影響を与えることが少ないと考えられる設備に対する対応（規制側、事業者側とも）が十分に展開されてこなかったことの誘因となったことが考えられる。
この点を踏まえた課題の整理、今後の取組みの方向性についての記述が必要ではないか。
 - ・サリー事故などの過去の教訓（事故、トラブル事例）の分析および点検管理等への反映（水平展開）
 - ・火力基準が適用される設備等の規制
 - ・判定基準未満の点検情報の分析および点検管理等への反映（水平展開）
- 2 安全規制の重点を設備面（ハード面）から品質保証面（ソフト面）へ移行していく国の方針は、安全対策、安全規制のあるべき姿として理解するが、ハード面の安全対策、安全規制が基本となっていることも忘れてはいけない。実績に即した証拠（エビデンス）をしっかりと押さえながら、安全性を確保していくハード面の安全性確保と、それらを適切に運用するソフト面の安全対策が適切に融合されることが必要である。
- 3 現場の労働安全について、設備運用面の規制機関である原子力安全・保安院と、労働安全の直接の規制機関である厚生労働省が、現場では共同で携わっていくシステム、仕組みが必要ではないか。
- 4 事故時の救助活動における初動対応の重要性は記述されているが、それに対する具体的な取組みや方向性については言及されていない。我が国の原子力プラントで起きた最悪の人身事故であることを踏まえた国としての対応が記載されるべきではないか。
 - ・今回のような蒸気噴出を含むあらゆる事態に対処できる救助、救命マニュアルや現場での救助、初期医療体制の早急な整備
 - ・事業所の設備、教育訓練に対する指導等
- 5 事故、トラブル等が発生した場合、それに対する国、県、事業者などの各機

関が収束や解決に向けて努めていることが外部から見える仕組みを作ることが重要で、これが住民の安心を最終的に作り出していくと考えられる。このことに国、県、事業者それぞれが今後努力していくことが必要である。